平成２７年（フ）第５３号
茨城県水戸市見川１丁目７番地の14
債務者　金澤　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　義信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１５４９号
愛知県大府市若草町４丁目233番地の10　ウィング若草101号、従前の住所名古屋市昭和区南分町４丁目55番地　パルシオン広路201号
債務者　Ｓ．Ｓ店舗プロデュースこと　長谷川　悦弘
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　智貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７２号
愛知県愛西市町方町石塚40番地３
債務者　岡島　清隆
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　幸正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１３号
名古屋市緑区有松南809番地
債務者　尾形　嘉崇
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　健人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２号
埼玉県日高市横手１丁目32番地３、前住所埼玉県飯能市大字南川599番地８
債務者　村田　裕正
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　静夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１５号
京都府京田辺市東西神屋68番地１　グランドール新田辺107
債務者　田中　政弘
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　恵伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
奈良県吉野郡大淀町大字北野34番地の７
債務者　勝野製材こと　勝野　武久
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　秀晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
奈良地方裁判所五條支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５８号
千葉県市川市大洲２丁目８番17号
債務者　本房　妙子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９号
千葉市花見川区検見川町３丁目322番地12　ハイツ小川101号
債務者　宗像　欣吾
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８号
兵庫県伊丹市桜ケ丘６丁目４番23―102号、住民票上の住所兵庫県伊丹市北本町２丁目233番地
債務者　川﨑　郁夫
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
兵庫県川西市南花屋敷４丁目17番１号
債務者　田中小百合
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
北海道苫小牧市北光町３丁目２番17号　フレンズ北光104
債務者　高階久美子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３４号
仙台市青葉区本町１―14―32　サンシティ301、住民票上の住所福岡市博多区博多駅前４丁目16番12―903号
債務者　河野　岳彦
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
秋田市下新城中野字街道端西92番地21
債務者　加藤　光男
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８号
秋田市牛島西４丁目29番３―302号
債務者　進藤　奈美
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４号
秋田県大館市御成町２丁目14番22号、前住所札幌市東区北20条東１丁目２番８―102号
債務者　阿部　　寛
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
秋田地方裁判所大館支部